

## [事案 2019-28] 契約解除無効請求

・令和元年 11 月 18 日 裁定終了

### <事案の概要>

告知時に募集人に対して既往症等について伝えていたこと等を理由に、契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

心房細動の入院・手術等を受けたので、平成 28 年 11 月に乗合代理店を通じて契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約解除されたが、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1) 契約時、毎年 1 回眼病の検査を受けて異常がないこと、心臓病についても年 1 回の検査で治療も投薬も必要なしと診断されて現在も自分の希望で受診していることを、募集人に伝えた。
- (2) 告知書作成時、心臓病は軽度で検査のみだから、告知書の回答としては「いいえ」が良いと思い、募集人との話の中で「いいえ」にチェックした。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の目の病気については知っていたが、受診時期から 5 年経過したと認識していたため、告知書作成時、目の病気は告知事項に該当しないか申立人に確認している。
- (2) 募集人は、心臓病については申立人から何も聞いていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知書作成時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人の誤説明により眼病や心臓病の通院について告知をしなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。